

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自 平成24年4月 1日

至 平成29年3月31日

九州森林管理局

(案)

第4次地域管理経営計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

九州森林管理局

はじめに

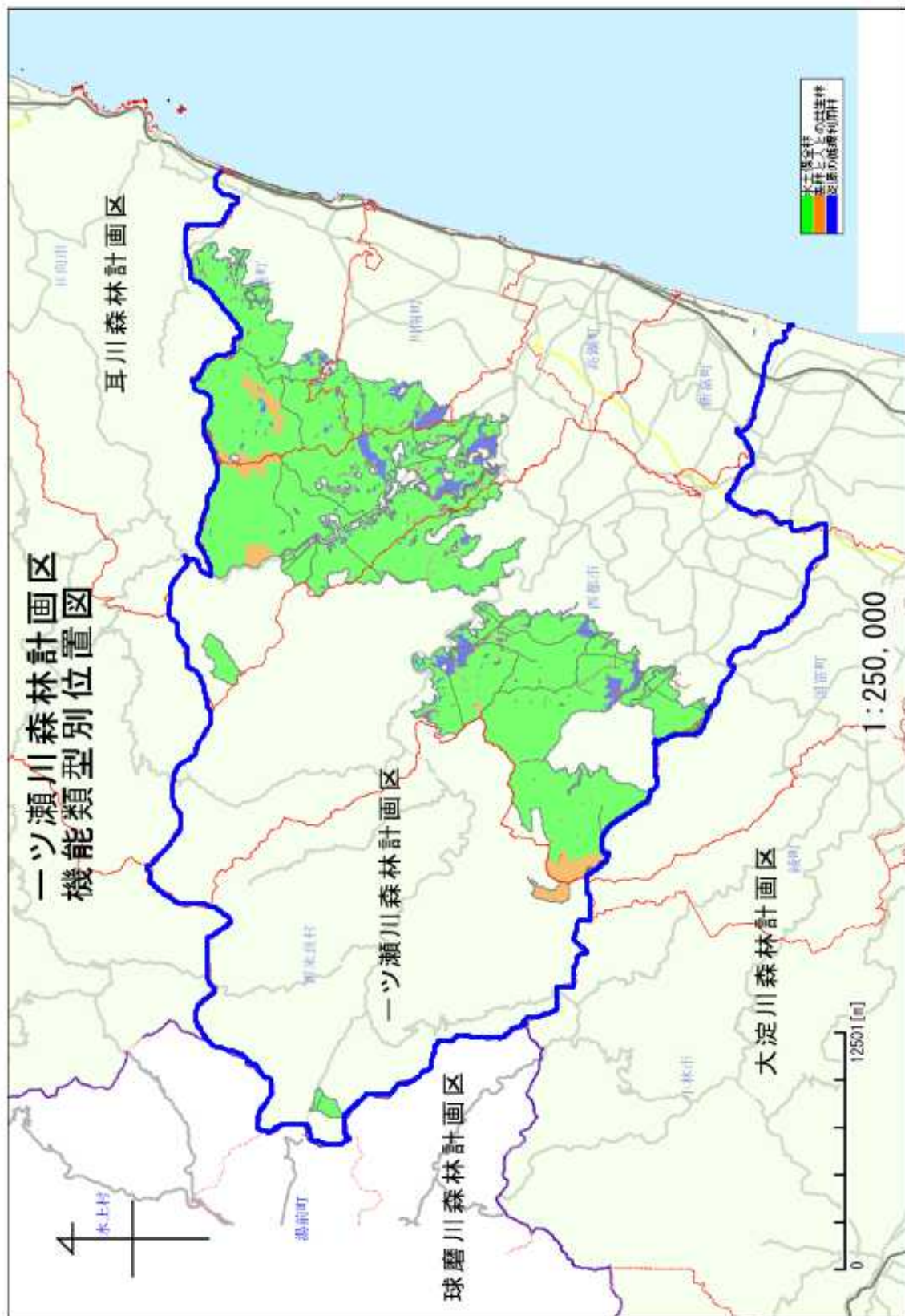
国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にすることを通じて、新規借入金に依存する体質から脱却するとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化と適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、これまでの成果の上に立って、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していくこととする。

このため、平成20年12月に、全国レベルにおける今後10年間の国有林野の管理経営に関する基本的な事項について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条の規定に基づき、農林水産大臣があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画（計画期間：平成21年4月1日～平成31年3月31日）として定めたところである。

本計画は、同法第6条の規定に基づき、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の一ツ瀬川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、一ツ瀬川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
①	水土保全林に関する事項	3
②	森林と人との共生林に関する事項	4
③	資源の循環利用林に関する事項	4
④	その他	4
(3)	流域管理システムの推進に必要な事項	5
(4)	主要事業の実施に関する事項	6
①	伐採総量	6
②	更新総量	7
③	保育総量	7
④	林道の開設及び改良の総量	7
⑤	治山総量	7
(5)	持続可能な森林経営に関する事項	7
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	9
(1)	巡視に関する事項	9
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	9
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	9
(4)	その他必要な事項	10
3	林産物の供給に関する事項	10
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	10
(2)	その他必要な事項	10
4	国有林野の活用に関する事項	10
(1)	国有林野の活用の推進方針	10
(2)	国有林野の活用の具体的手法	11
(3)	その他必要な事項	11
5	国民の参加による森林の整備に関する事項	11
(1)	国民参加の森林に関する事項	11
(2)	分収林に関する事項	11
(3)	その他必要な事項	11
6	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	11
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	11
(2)	地域の振興に関する事項	12

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、一ツ瀬川森林計画区を管轄区域とする国有林野26,648ha（不要存置8haを含む。）であり、宮崎県の中部に位置し、一ツ瀬川流域を包括する西都市と児湯郡の1市1郡（5町1村）からなり、一ツ瀬川、小丸川及び名貫川の中流域に位置している。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が15,323ha（育成単層林14,897ha、育成複層林426ha）、天然生林が10,648haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではシイ類、カシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林13,806ha、針広混交林2,489ha、広葉樹林9,676haとなっている。

本計画区は、掃部岳（1,223m）、国見山（1,036m）、尾鈴山（1,405m）に代表される山岳からなり、急峻な地形を呈している。脊梁部には掃部岳、尾鈴及び新規設定の国見山植物群落保護林と尾鈴林木遺伝資源保存林を設定しているとともに、尾鈴山系一帯は、尾鈴県立自然公園に指定されているなど自然環境の保存・形成等に重要な役割を果たしている。

また、一ツ瀬川本流は、県民の生活に欠かせない水資源の源流部となっている。

なお、本計画区1市6町村は木材産業に対する依存度が極めて高いため、民有林との連携を図りながら林業・林産業の振興を図ることが地域の重要な課題となっている。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、本計画区の国有林野を山地災害の防止や水源のかん養を目的とする「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの目的に応じて管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 寒川・吹山・横野地区（1～7、10～29、31～46、48～50、53～63、95～134林班）

掃部岳（1,223m）から東に国見山（1,036m）を経て一ツ瀬川に至る稜線を分水嶺とする三財川、三納川及び一ツ瀬川を集水域とする一ツ瀬川西側の寒川、吹山等の地区であり、地形が急峻で、その大半が水源かん養保安林に指定されていることなど、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、一部のヒノキ人工林については、木材等生産機能の発揮が期待されることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、三財川上流部の掃部岳周辺は、モミを中心としてアカマツ、ケヤキが点在する針広混交林であり、掃部岳及び国見山植物群落保護林、鳥獣保護区特別保護地区に指定されていること、暖帯林相の保全と貴重な動植物の保護及び森林レクリエーションの場の提供等保健文化機能等を発揮することが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。なお、134ろ小班については、宮崎県自然環境保全地域特別地区に指定されている。

イ 横谷・白水地区（64～70、72～80、135林班）

一ツ瀬川上中流部に位置し、地形は急峻で山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、一部のスギ、ヒノキ人工林については、木材等生産機能の発揮が期待されていることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行うこととする。

ウ 矢櫃地区（201～219、253、254、289～291林班）

尾鈴山（1,405m）西側の矢櫃地区（矢櫃・板谷・鹿遊）は、地形が急峻で山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、当該地区を含む尾鈴山周辺は、檜葉林木遺伝資源保存林、尾鈴植物群落保護林及び鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能の発揮や保健文化機能等を発揮することが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

エ 鶴懐地区・石河内地区（220～245、247、255～267林班）

尾鈴山（1,405m）から南に延びる稜線の西側で、小丸川を挟んで所在する当地区は、地形・地質の条件から山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、一部のスギ、ヒノキ人工林については、木材等生産機能の発揮が期待されることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行うこととする。

オ 木城地区（246、248～252、268～288林班）

小屋町峠から白木八重牧場を経て268林班の稜線を結ぶ南東部に位置する当地区は、主に水源かん養保安林に指定され、さらに土砂流出防備保安林にも指定されており、山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、日向灘に面する新富町、高鍋町に所在する海岸林については潮害防備保安林に指定されており、気象災害防止機能や生活環境保全機能の発揮が期待されることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、一部の地域については、保健文化機能等の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

カ 尾鈴地区（1005～1008、1010～1013、1015～1059、1079林班）

一ツ瀬川計画区の北部に位置し、一部日向灘に面する海岸部と尾鈴山麓の一带からなっている。地形は比較的丘陵地形が多いが、一部上昇及び平衡の複合斜面を呈している。

当地区は、人工林の占める割合が高く、森林の70%がスギ、ヒノキの人工林である。

なお当地区は、水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする

一部の分収育林・分収造林については、今後も木材等生産機能の発揮が期待されることから「資源の循環利用林」として管理経営を行うこととする。

また、名勝に指定されている「矢研の滝」等の尾鈴山瀑布群とその周辺は尾鈴県立自然公園内にあり、森林の保健・文化・教育の場として利用されている森林である。保健保安林に指定されており、保健文化機能等の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他の安全で快適な生活環境等の保全・形成に資する機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

(ア) 土砂の流出・崩壊、落石等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分については、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

(イ) 風害、飛砂等の気象害による環境の悪化の防備を目的とする林分については、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林を整備の目標として管理経営を行うこととする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
本 計 画	6,946	16,949	23,895
前 計 画	6,955	16,584	23,539

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプは、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

なお、自然維持タイプの森林のうち、原始的な森林生態系からなる森林や貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等を保護林として選定することとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
本計画	793	576	208	123	1,001
前計画	786	568	207	122	992

注：計と内訳の計は、四捨五入の関係で計が一致しない。

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、特に、木材等生産機能を増進させる必要のある森林であり、生産目標等に応じた形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産を行うことを目的として管理経営を行うこととする。

また、スギ・ヒノキ人工林については、公益的機能の確保、齢級構成の平準化及び

価値成長の増大による採算性の確保等を図るとともに、地域の木材需給の動向を踏まえた管理経営を行うこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
本計画	1,716	27	1,744
前計画	2,065	59	2,124

注：計と内訳の計は、四捨五入の関係で一致しない。

④ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保全林	国	土砂流出崩壊防備	○	○	
	土	気象災害防備	○	○	○
	保	(飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備)			
	全	生活環境保全	○	○	
	タイプ	(防音や大気浄化による生活環境の保全)			
		水源涵養タイプ	○		
森林と人の共生林		自然維持タイプ	○	○	○
		森林空間利用タイプ	○	○	○
資源の循環利用林			○		

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

流域管理システムの推進については、第4次国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施や一層の民有林関係者との連携を図ること等により、国有林が先導的・積極的に次のことに取り組むこととする。

- ① 一ツ瀬川流域森林・林業活性化協議会等へ積極的に参加し、国有林における伐採計画等の管理経営に関する情報を提供するとともに、地域の森林整備についての課題やニーズの把握に努める。

- ② 民有林行政と連携を図りつつ、林業事業者等への計画的な事業の発注に努め、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努めるとともに、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等を積極的に推進する。
- ③ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備を推進する。
- ④ 民有林との森林施業等の技術交流を行う。
- ⑤ NPO、地元小中学校、緑の少年団等と連携した森林環境教育活動等へのフィールドの提供及びそれらに関する情報提供を行う。また、地域で行われる各種イベントに積極的に参加する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育、林道及び治山の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。また、治山事業については、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に計画的に推進することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	140,000	390,000 (3,287)	530,000
前 計 画	80,000	375,500 (3,304)	455,500

注：() 書きは、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
本 計 画	320	11	331
前 計 画	199	-	199

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	741	149	362	-	4
前 計 画	945	228	521	-	-

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路 線 数	延長(m)	箇 所 数	延長(m)
本 計 画	30	20,200	29	11,900
前 計 画	15	5,500	18	6,300

⑤ 治山総量

区 分	保安林整備(ha)	保全施設(箇所)
本 計 画	1,591	221
前 計 画	600	20

(5) 持続可能な森林経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原始的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、レクリエーションを目的とした森林の入込利用者と併せ、年間を通じた有害鳥獣捕獲及び狩猟者の入込者が多く、今後も増大することが予想される。

特に、冬期から春期にかけては山火事発生の危険が増大する。このため、地元住民や消防署、関係市町村等と連携を密にして、山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化して山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携に強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

潮害防備保安林でもある海岸地帯では、田畑の開墾、住宅の建築なども多く、境界の保全管理には特に留意する。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

本計画区の海岸林に所在する国有林では、松くい虫被害を受けているため、被害対策として一部を除き広葉樹へと徐々に樹種転換することとする。

特に、日向灘沿岸に位置する潮害防備保安林に指定されている松林は、地元の関心も高く市民の憩いの場として親しまれているため、当該国有林については重点的に被害防止に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
林 木 遺 伝 資 源 保 存 林	1	1 1 0
植 物 群 落 保 護 林	3	4 6 6
総 数	4	5 7 6

② 緑の回廊

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

さらに、拡大傾向にあるシカ被害に対する対策として、地元自治体等と協力の下に、有害鳥獣捕獲等の被害防除対策に積極的に取り組むこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材を計画的・安定的に供給するため、輸入木材に対して競争力の持てる簡素で合理的な生産・流通・加工システムづくりを目指し、間伐材を中心に大規模需要先へ定時・定量・定価格で丸太を供給する安定供給システム販売に取り組むこととする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国有林材の需要・販路の拡大に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区は、宮崎市から比較的近く、尾鈴山系を中心とする一帯は、貴重な高山植物や優れた自然環境など豊富な観光資源に恵まれ、登山・ハイキング、キャンプなど保健休養の場として広く市民に親しまれている。

また、国有林は、下流域への水資源及び各種用水の確保など重要な役割を果たしていることから、下流域住民等の参加による水源林の造成を推進することとする。

このような国有林野の活用については、森林の公益的機能等との調整を図りつつ積極的に推進することとする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付け又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計 画 期 間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水土保持林(水源かん養タイプ)における施業群別面積等	1
	(3) 水土保持林(水源かん養タイプ)の施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積等	2
	(5) 資源の循環利用林における標準伐採量	2
	(6) 伐採総量	3
	(7) 更新総量	5
	(8) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	9
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	10
	(1) 保護林の名称及び区域	10
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	11
6	レクリエーションの森の名称及び区域	12
7	その他必要な事項	13
	(1) 施業指標林、試験地等	13
	(2) フィールドの提供	13
	(3) その他	14

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水土保持林(水源かん養タイプ)における施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	3,755.92	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	3,478.98	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	3,964.57	同上	80～120
	アカマツ長伐期	104.74	同上	80
	ケヤキ長伐期	21.32	同上	150
	その他人工林	23.02	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,881.87	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	577.62	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	119.61	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	2,730.61	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
施業群設定外		1.06		
合計		16,659.32		

注：スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水土保持林(水源かん養タイプ)の施業群別の上限伐採面積
(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	268
スギ長伐期	173
ヒノキ長伐期	165
アカマツ長伐期	6
保護樹帯	156
スギ・ヒノキ複層林	57
天然林長伐期	5
天然林広葉樹	390

(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積等

(単位：ha)

生産群		面積	生産目標等	伐期齢等
生産群	スギ中径材	918.18	建築材(羽柄材、柱材)(18cm)	40
	ヒノキ中径材	506.67	建築材(板割材、柱材)(18cm)	45
	スギ大径材	8.37	建築材(割柱、桁平)(36cm)	70
	ヒノキ優良材	8.42	建築材(無節柱材)(26cm)	80
	アカマツ中径材	21.48	建築材(梁材)(30cm)	45
	しいたけ原木	118.33	しいたけ原木(10cm)	15
	その他人工林	5.65	建築材、家具材(24~50cm)	60上
	保護樹帯	9.91	建築材、家具材	特に定めない
	天然林広葉樹	58.98	パルプ材(10cm上)	35
生産群設定外		-		
合計		1,655.99		

(5) 資源の循環利用林における標準伐採量

生産群	主伐	間伐	計
スギ中径材	66,000	500	66,500
ヒノキ中径材	38,000	500	38,500
アカマツ中径材	3,400	-	3,400
しいたけ原木	1,600	-	1,600
計	109,000	1,000	110,000

(6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林 地					林地以外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	1,402	21,458 (186)	22,860	13,924	420,000	-	420,000
	スギ・ヒノキ普通伐期	12,537	94,138	106,675				
	スギ長伐期	-	115,186	115,186				
	ヒノキ長伐期	-	121,335	121,335				
	アカマツ長伐期	-	498	498				
	スギ・ヒノキ複層林	21,255	16,926	38,181				
	天然林長伐期	-	671	671				
	小 計	33,792	348,754 (3,091)	382,546				
計	35,194	370,212 (3,276)	405,406					
森 林 と 人 の 共 生 林	自然維持タイプ	-	194 (3)	194				
	森林空間利用タイプ	-	476 (4)	476				
	計	-	670 (7)	670				
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ中径材	62,965	232	63,197	5,476	110,000	-	110,000
	ヒノキ中径材	36,188	226	36,414				
	アカマツ中径材	3,336	-	3,336				
	しいたけ原木	1,577	-	1,577				
	計	104,066	458 (4)	104,524				
合 計	139,260	371,340 (3,287)	510,600	19,400	530,000	-	530,000	
年 平 均	27,852	74,268 (657)	102,120	3,880	106,000	-	106,000	

注 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市町村名	林 地					林地以外	合計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
西 都 市	52,519	157,612	210,131				
西米良村	-	8,629	8,629				
木 城 町	54,521	114,888	169,409				
川 南 町	6,130	28,817	34,947				
都 農 町	26,090	61,394	87,484				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(7) 更新総量

(単位：ha)

区 分		水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
		国 土 保 全 タ イ プ	水 源 か ん 養 タ イ プ	計	自 然 維 持 タ イ プ	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	計		
人 工 造 林	単 層 林 造 成	-	34.27	34.27	-	-	-	170.29	204.56
	複 層 林 造 成	5.50	109.58	115.08	-	-	-	-	115.08
	計	5.50	143.85	149.35	-	-	-	170.29	319.64
天 然 更 新	天 然 下 種 第 1 類	-	-	-	-	-	-	-	-
	天 然 下 種 第 2 類	-	-	-	-	-	-	-	-
	ぼ う 芽	-	-	-	-	-	-	10.89	10.89
	計	-	-	-	-	-	-	10.89	10.89
合 計		5.50	143.85	149.35	-	-	-	181.18	330.53

(8) 保育総量

(単位：ha)

区 分		水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
		国 土 保 全 タ イ プ	水 源 か ん 養 タ イ プ	計	自 然 維 持 タ イ プ	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	計		
保 育	下 刈	3.30	253.55	256.85	-	-	-	484.29	741.14
	つる切	-	65.82	65.82	-	-	-	83.08	148.90
	除 伐	2.60	305.00	307.60	-	-	-	54.30	361.90
	枝 打	-	-	-	-	-	-	-	-
	ぼ う 芽 整 理	-	-	-	-	-	-	4.36	4.36

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	開設	古城林道	73、74	300	
		吹山林道赤木谷支線	15	500	
		白水林道	79	500	
		矢櫃林道	201	300	
		春山林道	232	300	
		尾鈴林道	1038	500	
		木和田林道	1015	200	
		大内藪林道	1048	500	
その他	開設	一ツ瀬林道	63	1,000	
		寒川林道133支線	133	500	
		板子林道29支線	29	1,000	
		折登林道東仙支線	41、42	200	
		長迫2林道	2	1,500	
		長迫3林道	3、4	1,500	
		白水70林道	70	1,000	
		白水72林道	72	500	
		白水76林道	76	500	
		陰谷林道	241	500	
		大瀬内林道鶉懐支線	256	500	
		尾鈴206林道	206	500	
		尾鈴213林道	205、206、213	1,500	
		尾鈴220林道	220	500	
尾鈴226林道	226	500			

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	尾鈴 2 4 5 林道	245	500	
		尾鈴 2 8 3 林道	282	400	
		川北尾鈴 1 0 1 1 林道	1008、1011	1,000	
		川北尾鈴 1 0 1 2 林道	1012	1,000	
		川北尾鈴 1 0 4 3 林道	1042、1043	1,500	
		白髭林道	1055、1056	500	
		大内藪林道 5 2 支線	1051	500	
基 幹	改 良	板子林道	22	500	舗装外
		前谷林道	97	300	一般改良外
		寒川林道	127	500	舗装外
		折登林道	44	500	一般改良外
		古城林道	70	500	舗装外
		一ツ瀬林道	58	300	舗装外
		吹山林道	24	300	一般改良外
		白水林道	80	400	舗装外
		春山林道	234	500	舗装外
		大瀬内林道	263	200	一般改良外
		矢櫃林道	201	500	一般改良外
		黒谷林道	237	500	舗装外
		檜林道	270	500	舗装外
		板谷林道	222	300	一般改良外
		板谷矢櫃林道	213	500	一般改良外
		木和田林道	1017	200	一般改良外
尾鈴林道	1038	200	舗装外		

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	改 良	平山林道	1012	500	舗装外
		矢研林道	1027	500	舗装外
		平山林道 (征矢原側)	1005	500	舗装外
		大内藪林道	1053	500	舗装外
		袋谷林道	1045	500	一般改良外
その他	改 良	囲林道	4	600	舗装外
		陰谷林道	240	500	舗装外
		黒谷林道上春山支線	240	500	舗装外
		郷田林道	1022	500	一般改良外
		水無林道	1044	300	一般改良外
		白髭林道	1056	200	一般改良外
		大内藪林道 5 2 支線	1052	300	舗装外
計	開 設			20,200	30 路線
	改 良			12,100	29 箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
1、3、4、10、15、20、23～26、28、 29、31～33、36～39、42～46、49、 50、54、56、58～60、65、68、72、 75、79、80、97、98、100、107、 109、113、119、124、128、 130～133、135、201～204、 211～217、220～226、228、230、 232～235、237、238、240、242、 245～247、252、254～257、 259～262、264～267、282～284、 288、289、1011、1012、1016～1018、 1030～1033、1043、1044、1051、 1054～1057	保 全 施 設	溪 間 工	1 1 6 箇所
1、3、6、7、16、17、22～24、27、 32、34、36、37、39、41、44、45、 53～62、64、67、73、75、76、79、 80、95～97、99、103、104、109、 115、117、124、127～133、 202～204、207、211～214、 216～222、226、230、233、 243～247、253、254、257～259、 261、263～270、274、289、290、 1022、1024、1032～1034、1041、 1042、1044、1046、1047、1051	保 全 施 設	山 腹 工	1 0 1 箇所
36、39、281、1079	保 全 施 設	そ の 他	4 箇所
10、20、21、24～29、33、34、 36～39、41、43～46、48～50、60、 61、63、67～70、72～74、96～100、 103～105、109、110、119～125、 127、128、130、132、135、 212～221、223、230、231、 233～240、242、281、1015～1021、 1025～1030、1034、1035、1041、 1043、1044、1052～1055、1079	保 安 林 の 整 備	本 数 調 整 伐	1, 5 8 9 ha
281、1079	保 安 林 の 整 備	植 栽 工	2 ha
計	保 安 林 の 整 備		1, 5 9 1 ha
	保 全 施 設		2 2 1 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
植物 群落 保護 林	尾鈴	既設	14.67	216り 1033み 1037ね	コウヤマキ群生地の分布の南限で希少化しておりその特異性と規模から保護する必要性があるため。
	掃部岳	既設	443.91	102 (全) 106 (全) 107 (全) 108 (全) 134 (全)	<p>掃部岳周辺の森林は、日本の温帯の夏緑広葉樹林を代表するブナ林が実質的な南限として暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブツバキクラスの森林の中にかろうじて生き残っている点で極めて重要である。</p> <p>このブナが生育する掃部岳山頂周辺のシラキーブナ群集、尾根や岩角地にはアケボノツツジーツガ群集、標高800m以上の雲霧帯におけるミヤマシキミーアカガシ群集及びそれに着生するコケ類・シダ類がみられるなど西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を呈している。</p> <p>これらの学術的価値の高い多様な自然生態系を一体的に維持を図り、併せて森林施業、森林管理技術の発展、学術研究等に資する。</p>
	国見山	新設	7.61	17か 19る	<p>国見山周辺は、九州でこの地域だけ生息しているコウヤマキ、ズイナ、ウラボミソウ等の襲速紀要素の植物が生息している。また、キバナノツキヌキホトトギス、ツクシイワシャジン等の固有種が多く、ミツバツツジ類やコゴメカラマツなどの山地で種分化したと考えられる種も多く、九州の中でも貴重な地域である。</p> <p>これらの学術的価値の高い多様な自然生態系を一体的に維持を図り、併せて森林施業、森林管理技術の発展、学術研究等に資する。</p>

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
林木 遺伝 資源 保存 林	尾鈴	既設	109.91	209い	アカマツ、コウヤマキ、イチイガシ、タブノキ等の遺伝資源の保存のため。

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	既設 新設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
風 致 探 勝 林	尾 鈴	既設	121.64	1021る～か 1027ち、ち1、 ぬ～た 1029は、そ 1035る 1037ろ、に、 へ 1038い、ろ、 に	国の名勝尾鈴山瀑布群の 一帯であり、日向市街から近く交通の便もよいことから、瀑布群と溪谷美の探勝キャンプ場としての好適地のため。	育成複層林施業
				1021ぬ、よ、 た 1027り 1029よ、れ 1035い、わ、 た 1036い、ち 1037は、ほ、 と、ち 1038は 1039い、 よ～れ 1040ほ、 ち～る		天然生林施業
				1029イ 1035ハ		林地以外の土地
その他		既設	0.95	1019イ 1025ハ 1026ハ 1027ハ 1029ハ 1036ハ 1051ロ	レクリエーション施設	林地以外の土地
計			122.59			

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
試験地	尾鈴収穫試験地	S12	0.50	1046や	
〃	クヌギの試植検定林の造成	H10	0.56	1007へ2	
遺伝試験林	九熊本第37号(スギ)	S49	1.50	1053ね	
次代検定林	九熊本第50号(スギ)	S51	1.50	60お	
〃	九熊本第68号(ヒノキ)	S53	1.50	1019ほ	
〃	九熊本第72号(ヒノキ)	S54	1.50	260ま	
〃	九熊本第86号(スギ)	S58	1.50	1015ち	
〃	九熊本第97号(スギ)	S61	1.50	36た1	
育種集団林	九熊本第133号(スギ)	H8	0.77	239ね2	
〃	九熊本第138号(スギ)	H9	0.59	1049い10	
〃	九熊本第142号(スギ)	H12	0.64	238い4	
遺伝子保存林	日向アカマツ遺伝子保存林	S37	2.20	1050ほ	
施業指標林	天然林施業指標林	S61	2.57	213こ3	
展示林	品種別展示林	S43	2.00	1018れ	
〃	〃	S43	2.00	13へ1	
〃	〃	S45	2.00	266は	
森林施業モデル林	石河内水士保全モデル林	H12	5.78	245る3	

(2) フィールドの提供

対象地(林小班)	設定の目的	備考
該当なし		

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積(ha)	施 業 方 法
281と、わ～れ	9.57	育成単層林施業
45ほ 60の1 247な3、な4、う 281ち、る、る1 1036ろ、に1、に2、ほ	60.78	育成複層林施業
45へ1 60む1 247ね、ら 1036は	13.40	天然生林施業
281イ、ロ 1036イ	1.71	林地以外の土地
計	85.46	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。